

院内掲示・施設基準について

保険医療機関である旨の表示

- 当診療所は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

療養担当規則に基づく掲示事項

●明細書の発行について

- ・当診療所では、両端規則にのっとり領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。
- ・明細書には、個別の診療報酬の算定項目が記載されます。明細書の発行を希望しない利用者は、会計の際にお申し出ください。

●個人情報の利用目的について

【医療提供】

- ・当診療所での医療サービスの提供
- ・他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業者等との連携他の医療機関等からの照会への回答
- ・利用者の診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・検体検査業務の委託、その他の業務委託
- ・ご家族等への病状説明、その他、利用者様への医療提供に関する利用

【診療費請求のための事務】

- ・当診療所での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ・その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

【当院の管理運営業務】

- ・会計・経理
- ・医療事故等の報告
- ・その他、当診療所の管理運営業務に関する利用

【医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談】

- ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・当診療所内において行われる医療実習への協力
- ・医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究
- ・外部監査機関への情報提供

- ※ 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を申し出ください。
- ※ お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- ※ これらのお申し出は後からいつで変更等を行うことが可能です。

施設基準に基づく揭示事項

●乳幼児育児栄養指導料について

小児科を担当する医師が、3歳未満の乳幼児に対する初診時に、育児、栄養その他療養上必要な指導を行った場合に通常の初診料に国が定めた金額が加算されます。

●小児特定疾患カウンセリング料について

18歳未満の特定の疾患をもつ子どもに対し、小児科や精神科の医師が一定の治療計画に基づいてカウンセリングを行った場合に通常の初診料や再診料に国が定めた金額が加算されます。

●明細書発行体制等加算

当診療所は算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者さんに無料で交付しています。

●情報通信機器を用いた診療

当診療所では来所による対面診療を原則としておりますが、緊急対応が必要な場合に限り、「オンライン診療の適切な実施に関わる指針」を遵守し、利用者の同意のもと映像及び音声によるオンライン診療を実施しております。

※ただし、初診の場合は実施しておりません。

※オンライン診療を受ける場合、以下の処方については行うことができません。

- ・麻薬及び向精神薬の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない利用者様に対する、特に安全管理が必要な薬品（診療報酬における薬剤管理指導料1の対象になる薬剤）の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない利用者様に対する8日以上の処方